平成２２年（フ）第４３号
三重県多気郡大台町下楠167番地２
破産者　出口　玲子
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第４号
岡山県赤磐市桜が丘西４丁目14番17号
破産者　故引　俊夫
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１号
岡山市南区西市593―５、住民票上の住所岡山市北区玉柏1510番地
破産者　塩本　一雄
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６８号
北海道上川郡美瑛町花園２丁目１番１号
破産者　三浦建設株式会社
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４号
北海道旭川市神楽岡七条６丁目５番11号
破産者　有限会社高畠産業
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４号
青森市青柳１丁目16番93号
破産者　株式会社みちのくテック
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８５号
秋田県南秋田郡井川町北川尻字海老沢村76番地
破産者　有限会社アタック
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５３号
静岡県浜松市西区入野町6005番地の１
破産者　ロジステック浜松株式会社
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６５０号
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷2113番地の１
破産者　有限会社引佐測量設計
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１９１号
京都府相楽郡精華町光台１丁目７番地けいはんなプラザ
破産者　株式会社エス・ユー・エス・二十一
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０号
和歌山県日高郡美浜町三尾970番地、開始決定時の住所和歌山県新宮市緑ヶ丘１―１―40貴志ビル３階　新宮ひまわり基金法律事務所内
破産者　佐田大工こと　佐田　和久
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第７１号
大分県日田市大字上野484番地
破産者　有限会社梶原建装
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所日田支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１号
富山県砺波市矢木363番地の２
破産者　サワダホーム株式会社
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
富山地方裁判所高岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１９８７号
札幌市清田区平岡公園東９丁目７番３号
破産者　杉原　綾子
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１号
北海道網走市向陽ケ丘３丁目８番14号
破産者　川口ひとみ
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第２１３８号
名古屋市守山区金屋１丁目14番２号　コーポ白馬５Ａ
破産者　棚橋　健司
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５１１号
神戸市須磨区東白川台４丁目14番地の21、従前の住所神戸市東灘区本山南町６丁目２番１―809号
破産者　船井　璋子
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６７７号
神戸市須磨区一ノ谷町１丁目１番10―103号
破産者　古川　　勲
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２５号
北海道滝川市花月町１丁目３番３号
破産者　三浦　晃裕
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
北海道旭川市神居５条４丁目３番14号
破産者　捧　　範行
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部